

公 告

平成29年4月1日から、比田勝港における関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」の指定について、下記のとおり改正するので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

比田勝港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
比田勝港比田勝埠頭比田勝岸壁(A)及び(B)	長崎県対馬市上対馬町比田勝958番地2、958番地6、958番地7、958番地8、958番地9、958番地10及び958番地19(フェンスで囲まれた部分)	出入国する旅客及び乗組員並びに関係船会社の業務に従事する者に限る

(2) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
比田勝港比田勝埠頭比田勝岸壁(A)及び(B)	長崎県対馬市上対馬町比田勝958番地2、958番地6、958番地7、958番地8、958番地9、958番地10及び958番地19(フェンスで囲まれた部分)	

平成29年3月27日

厳原税関支署長 岡村 信一